特許庁委託事業

模倣対策マニュアル　簡易版
インド編
-インドにおける営業秘密等の保護-

2011 年 3 月

はじめに

インド企業への技術供与、インドにおける工場・開発拠点設立等、インドビジネスが拡大していく中で、営業秘密管理が重要な課題の一つになります。

WTO に加盟しているため、インドでは TRIPS 協定に基づく保護が与えられるものの、日本の「不正競争防止法」に該当する法律がないため、「営業秘密」に係る法的な保護範囲の理解が困難となっています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル 簡易版 インド編 -インドにおける営業秘密等の保護-」として作成しましたのでお届けします。

本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2011 年 3 月
日本貿易振興機構
在外企業支援・知的財産部
知的財産課

目次

1. 営業秘密及び秘密情報の定義

秘密情報及び営業秘密は、契約法及び特に秘密保持法と関連の深い衡平法の原則に基づき保護することができる。衡平法の原則に基づき判断が下される場合、裁判所は営業秘密のいずれか一つの定義又は衡平法に基づく秘密保持義務を適用することに消極的である。衡平法の下では、裁判所は当然の正義、公正、良心の原則に基づき裁きを下そうと試みている。一部のガイドラインがより広く受け入れられるようになってきたが、毎回遵守する必要のある定義とみなされるまでには至っていない。コモンローの原則と契約法の相互作用を考慮すれば、保護を得るためにはさらに手間がかかることになるかもしれない。このため、厳密に言えば、契約法においては、情報はそれが秘密なものかにかかわらず、秘密に保持することが求められる場合がある。もっとも、裁判所は衡平法の原則を適用することも多く(相手方当事者からこの適用が申立てられるため)、最終的な結果は衡平法により和らげられて、契約法上の規定との組合せにより判断されたものとなることがある。この一例として、次の判決を引用する。

「秘密な情報は、<u>契約による場合を除き</u>、必要とされる秘密性の質を備えるもの、すなわち、公共の財産及び公知となっているものであってはならない。一方、作成者があらゆる者の使用のために利用可能とされている資料に対して行った作業の結果である…秘密文書を所有することは全く可能である。ただし、それが秘密なものとされるのは、その文書の作成者が自己の知力を用いて、同一のプロセスを経た者のみが生産することのできる結果を生み出したという事実による」[1]

このため、一見したところ秘密に保持されている情報は、契約により秘密に保持することが義務づけられているとしても、知られていることが明らかにされている情報よりも、必ず高い水準の保護を受けることになる。

取引又は産業の慣行においては、機密情報とは、次の 4 つの要素[2]を充足する情報であるとみなされている。

---

[1] Saltman Engineering Co. Ltd. v. Campbell Engineering Co. Ltd. (1948) 65 RPC 203 at page 213; Relied on in Zee Telefilms Ltd. and Film and Shot and Anr. v. Sundial Communications Pvt. Ltd. and Ors. (Mumbai High Court, 27.03.2003, at para 11)

[2] Thomas Marshal (Exports) Ltd. v. Guinel, (1978) 3 All ER 193, pp.209-210; Relied on in Zee Telefilms Ltd. and Film and Shot and Anr. v. Sundial Communications Pvt. Ltd. and Ors. (Mumbai High Court, 27.03.2003, at para 19)

ⅰ）情報の所有者が、その開示が自己に損害を与えるか又は競争相手他を利することとなると判断する情報

ⅱ）情報の所有者が、当該の情報が秘密である、つまり、すでに公知となっているものではないと判断する情報。情報の所有者の競争相手の一部又は全員がすでにその情報を入手している場合もあるが、当該所有者が秘密情報と判断している限りは、その保護を試みる権利を有する。

ⅲ）前記の2項に示した情報の所有者の判断が合理的なものであること

ⅳ）特定の産業又は関連取引の慣習及び慣行に照らして、その情報についての判断がなされること。

Saltman Engineering Co. Ltd. v. Campbell Engineering Co., Ltd.、原告は特定のレーザーパンチの製造に使用される道具の図面に係る著作権を保有していた。第三原告(第一原告の代理店又は下請け業者)の管理者(Director)である Ransom 氏は、被告にレザーパンチの製造を依頼した。依頼を受けることで合意して、氏は当該の図面を被告に送達した。被告は当該の図面及び道具を自社の用途のために利用した。

原告は、次の通り主張している。当該の図面の送達時には、被告が当該の図面を自己のためには利用しないとの暗示の条件があった。被告はこの暗示の条件及び秘密保持義務に違反している。

控訴裁判所は、次の判断を下した。侵害の申立ては秘密保持義務への違反を根拠として行われた。かかる違反は契約が存在していなくとも生じうる。秘密保持に関して契約に明示されていない場合であっても、商業取引を通じて取得された秘密事項を尊重する義務がある。

裁判所は、次に掲げるものを情報が秘密であると判断される基準として定めている。

ⅰ)公共の財産及び公知となっているものでないこと

ⅱ)あらゆる者の使用のために利用可能とされている資料に対して行った作業である場合にも、その情報が依然として秘密に維持されるべきものであること。ただし、情報の創作者は自己の知力を用いて、その結果を生み出さなければならない[3]。

契約が成立していたか又は成立していなかったかは問題とはされない。被告は当該の図面が原告の所有するものであり、受けた注文を実行する目的でそれを受け取ったことを知りながら、又はその後まもなく知りながら、当該の図面を入手した。

---

[3] (1948) 65 RPC 203 at page 215

図面に関する守秘義務の存在については、争うことはできない。従って、被告は、必要な承諾を得ることなく原告から入手した秘密情報を使用している。よって、被告は秘密保持義務に違反したと判断された。

2. 営業秘密及び秘密情報に係る基準

(1)国際条約に明記されている基準：

TRIPS 協定:

TRIPS 協定(以下、「TRIPS」。)第 39 条は、1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に従って開示されていない情報を保護することを規定している。パリ条約第 10 条の 2 は、不正競争からの有効な保護を確保することを同盟国に義務づけている。TRIPS は営業秘密又は秘密情報という用語を明記してはいないが、「開示されていない情報」は秘密情報と同義であるとみなされることが多く、また TRIPS 第 1 条第 2 項に規定されている知的財産の種類の一つとなっている。

規定の適用に関しては、第 39 条第 2 項が定めており、次の通りとなっている。

第 39 条第 2 項： 自然人及び法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること
(b) 秘密であることにより商業的価値があること
(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること

上記の規定を考慮すれば、3 つの条件すべてが充足された場合には、国内法においては、秘密情報を管理する者は、自己の承諾を得ないで又は「公正な商慣習」に反する方法により開示されることから当該情報を保護できなければならない。

第 39 条への注釈は、この規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含むと規定している。

加盟国の秘密情報を保護する義務は、TRIPS 第 39 条第 3 項で課されている。第 39 条第 3 項は、次の通りである。

加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。さらに、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。

第 39 条第 3 項の次に挙げる 2 つの側面に焦点を当てる。すなわち、政府が秘密情報を開示されることから保護すべきこと、そして政府がかかる開示を「不公正な商業的使用」から保護すべきことの 2 つである。

<u>パリ条約:</u>

<u>第 10 条の 2:</u> 不正競争行為

(1) 各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護することを保証する義務を有する。
(2) 工業上又は商業上の事項において公正な慣習に反する一切の競争行為は、不正競争行為を構成する。
(3) 特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。

(i) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、物品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるような一切の行為
(ii) 競争者の営業所、物品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
(iii) 物品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆に誤認を生じさせるような取引上の表示又は主張

(2)準拠法並びに営業秘密及び機密情報に係るインドの基準：

営業秘密又は機密情報は、インドでは特定の法律で保護されていない。もっとも、インドはTRIPS協定の加盟国であり、その第39条が開示されていない情報を保護している。インド裁判所は英国コモンロー及びその判例法に基づき、秘密情報の保護に係る判例による保護体系を発展させた。コモンローによる場合を除き、かかる情報は契約法により保護することができる。

契約法に基づく保護

情報の開示者が、情報の秘密保持義務を契約により当該情報の被開示者に課すときは、契約法を運用してあらゆる情報を保護することができる。秘密保持契約により保護の対象となっている秘密情報が開示される場合には、契約違反で訴えることにより救済を求めることができる。

契約法に基づく秘密情報の保護には限界がある。インド契約法(Indian Contract Act)は、第27条において、契約に定められた守秘義務の*例外*を規定している。同条によれば、いかなる種類のものであれ合法的な仕事、取引又は営業を行う者がそれらを実施することにつき制限を設ける契約は、その限りにおいて無効である。このため、任意の使用者との雇用関係において獲得した知識及び経験を有する者にその知識及び経験の使用を禁止する契約は、取引に制限を設ける契約となり、この限りにおいて無効である[4]。

衡平法に基づく保護

その性質上、秘密な情報は、英国の衡平法の原則及び信義誠実の原則により保護の対象となりうる。コモンローにおいては、当事者間に契約関係がない場合であっても、秘密保持義務の存在が認められることがあると定められている[5]。広義の衡平法の原則は、内密に情報を受け取った者はそれを不当に利用してはならないと定めている[6]。原告が秘密保持義務への違反を根拠として提訴する場合には、原告は次の3つの要素を証明しなければならない[7]。

---

4 Sandhya Organic Chemicals Pvt. Ltd. V. United Phosphorus Ltd. And Another (Gujarat High Court, February 02, 1997

5 Talbot v. General Television Corporation Pvt. Ltd., reported in (1981) RPC 1 (at paras 8-9)

6 Seager v.Copydex Limited 1967 RPC 349 at page 368

7 上記注4。

1. その情報が秘密であるものであったこと
2. その情報が秘密保持義務の存在を示唆する状況において開示されたこと、及び
3. その情報の開示者(すなわち、原告)に損害を与えるように情報の無断使用がなされたこと

インドに関連しては、前述の法原則も適用される。

(3)国際法とインドの法律との間での解釈の相違点。TRIPS 協定とインドの解釈との間に存在する相違点と一致点：

TRIPS 協定は、知的財産法の国際的な最小基準を定めている。インドを含む加盟国には、国内法をかかる基準に準拠したものとする義務が課せられる。インドは、その義務を履行するため、多数の新法を制定し、その他改正している。ただし、これまでに営業秘密を取り扱っている法律は制定されるに至っていない。従って、インドにおける営業秘密及び秘密情報の保護は、コモンローに依るところが大きい。

TRIPS 協定の交渉中にインド政府が示した姿勢を反映して、議会が社会主義的思想を取り入れていることは、営業秘密を取り扱う個別の法の不在について考えられる説明となりえる。TRIPS の交渉中には、インド政府は営業秘密が知的財産の一形態ではないこと、またかかる情報の保護についてはパリ条約第 10 条の 2 の定める不正競争行為からの保護で十分であることを主張していた[8]。

この目的のために、インド議会は 2008 年のインド・イノベーション法案(Indian Innovation Bill)を審議(introduce)することにより、一歩を踏み出した。この法案が成立すれば、公共の利益のためという例外の場合を含めて、営業秘密に関する一定の権利に変更をもたらすことができるようになる。

このマニュアルで引用されている一部の判例からは、インドが時にはTRIPS 協定よりも緩やかな基準を設定していると言うことができる。例えば、証拠を示して、情報を秘密に保持するために取った措置を証明するよう原告が求められることは稀である。また時には、情報が「秘密」に該当することとの要件がより柔軟に捉えられることもある。この一方で、契約法(Contract Act)第 27 条は、契約者による取引を制限する条項はいかなるもの

[8] Communication from India, MTN GNG/NG11/W/37, 10 July 1989, p. 18

もその限りにおいて無効であると命じている。一般的に言えば、秘密保持法は、例えば企業対被用者というレベルでよりも、企業対企業というレベルにおいての方が実効的である。

(4)秘密情報に係る基準に関する Q&A

- 情報の所有者は、情報が秘密情報だと認められるためには、「情報を秘密に保持する」必要があるのか。その必要があるならば、情報が「秘密に保持され」たと認められる具体的な事例をいくつか列挙していただきたい。

衡平法の観点から言えば、情報が秘密情報だと認められるためには、その情報は秘密に保持される必要があると考えられる。その情報は公知となってはならない。妥当な根拠に基づき、情報の受取者の義務を引き受ける合理的な者がその情報が内密に自己に提供されたことに気付いていると考えられる状況にある限りは、裁判所はその情報が秘密であるものと判断すると考えられる。

<u>Lallubhai Chakubhai Jarivala v. Shamaldas Sankalchand Shah 事件</u>[9]

ボンベイ高等裁判所
判決日：1934 年 3 月 20 日

事実関係
原告は、合資会社 Jarivalla Shah & Co.を設立し、被告はこの会社と雇用関係にある事務員であった。同社には、実験を行う支社もあり、Dr. Patel がその責任者を務めていた。原告は、何度か外殻を漂白する過程を踏むことによりホワイトアーモンドを生産するシステムを導入しないかと Harakchand Shivji & Co.と称する会社から持ちかけられた。Jasco の事業は Chimanlal Chunilal & Co.と称される会社に売却された。Jasco の化学者 Varmani は、買収先の会社と雇用関係を継続していた。Harakchand Shivji & Co.は、原告が自身の実験室で実験していた外殻を白くしたアーモンドの販売を開始した。Varmani はその手助けをし、この生産方法を秘密裏に習得した。その後、Varmani は Jasco との雇用関係を終了させ、被告と契約を結んだ。この契約において、Varmani は被告の工場でアーモンドを漂白する方法を教授することになっており、この方法は Varmani が原告から習得した方法と同じであった。原告は、アーモンドの取扱い方法に関して特許出

[9] (1934) 36 BomLR 881

願をしており、特許状の交付を受けていた。よって、侵害訴訟が提起された。被告は、当該の方法が公用となっているものの一つだと主張している。

判決：

公用とは、公衆による使用のことをいうのではなく、秘密にではなく、公然と使用することをいう。原告は、当該の方法の秘密が発見されることを防ぐために、ガス化(gassification)処理中は人々を意図的に締め出した。製造された物品は、特定のプロセスにより処理されたアーモンドであり、このプロセスを経ることで、外殻は自然な状態のものよりも白く、滑らかになる。またこのプロセスにより処理されたアーモンドの購入者は、処理方法を突き止めることができなかった。秘密のプロセスにおいて製造された物品があり、その物品がそれを調べても誰もその製造の秘密を突き止めることができないという性質のものである場合には、一般公衆へのその物品の販売をもって、当該プロセスが公用となることはできない。よって、被告は、原告のプロセスが特許状の交付前に公用となったことを証明することはできなかった。すなわち、当該のプロセスは、「秘密に保持され」ていたと認められる。

裁判所は、次の所見を述べた。公用者の原理の根底にある本質的な原則とは、新規なものであると特許権者が主張する発明が特許出願前に公知又は公用のいずれかとなっているものである場合、つまり特許権者が提供できるものすべてを公衆がすでに所有している場合には、公衆に対し特許の付与の対価を提供することができないし、また公衆の知識に何かを追加することもできないということである。公用とは、公衆による使用をいうのではなく、秘密にではなく公然と使用することをいう。

(5)秘密情報に係る基準の問題についての主要な判例

Zee Telefilms Ltd. and Film and Shot and Anr. v. Sundial Communications Pvt. Ltd. and Ors.事件[10]

ボンベイ高等裁判所
判決日：2003 年 3 月 27 日

事実関係：

原告の許可を得ずに、原告が開発したコンセプトノートに基づきテレビ番組を開始することを被告に中止させることを求めて、差止め訴訟が提起され

[10] 2003 (5) BomCR 404

た。当事者間には契約は成立していなかった。

判決:

秘密情報に係る基準は、さまざまな英国の判例を用いて論じられた。

裁判所は、英国の *Saltman Engineering Co. Ltd. v. Campbell Engineering Co. Ltd.*[11] 事件を引用した。この事件においては、次の所見が示された。「情報が秘密であるとされるためには、契約による場合を除き、必要とされる秘密性の質を備えるもの、すなわち、公共の財産及び公知のものであってはならないと私は理解している。一方、作成者があらゆる者の使用のために利用可能とされている資料に対して行った作業の結果である秘密文書を所有することは、それが公式、計画、スケッチ又はこの種の他のものであれ、全く可能である。もっとも、それが秘密なものとされるのは、その文書の作成者が自己の知力を用いて、同一のプロセスを経た者のみが生産することのできる結果を生み出したという事実による」

また、裁判所は、*Fraser v. Thames Television Ltd.事件*[12]を引用して、次のような所見も示している。アイデアは秘密情報とみなすことができ、また一般的に公知となるまでは開示されてはならない。ただし、(a)それが開示された状況において秘密保持義務が示されたこと、及び(b)当該のアイデアの内容が明らかに識別力を有し、独創的であり、又は潜在的に商業的な魅力があり、かつ実現させることができるものであることを条件とする。

裁判所は、英国の *Thomas Marshal (Exports) Ltd. v. Guinel 事件*[13]を引用して、秘密情報又は営業秘密を特定するための要素として次の 4 つを挙げている。

ⅰ)情報の所有者が、開示が自己に損害を与えるか又は 競争相手を利することとなると判断している情報

ⅱ)情報の所有者が、当該の情報が秘密である、つまり、すでに公知となっているものではないと判断する情報

ⅲ)前記の 2 項に示した情報の所有者の判断が合理的なものであること

ⅳ)特定の産業又は関連取引の慣習及び慣行に照らして、その情報についての判断がなされること

---

[11] (1948) 65 RPC 203

[12] (1983) 2 All E.R. 101

[13] (1978) 3 All E.R. 193

Bombay Dyeing and Manufacturing Co. Ltd. v. Mehar Karan Singh 事件[14]

ボンベイ高等裁判所
判決日：2010 年 8 月 24 日

事実関係：
被告の企業のラップトップを検査した際に、被告が上訴人のカスタムソフトウェアに関連する情報及び上訴人のプロジェクトの一つの了解覚書に関連する書類をライバル企業に開示する電子メールを送信したことが判明した。

判決：
高等裁判所は、Saltman Engineering 事件の判決に言及して、公知となっている資料からのみ構築されたものは、技能及び人間の脳の創造力が適用されている場合には、依然として秘密であると判断されるために必要な質を有することができるとの所見を述べた。さらに、新規性は物そのものに依り判断されるものであり、その構成部分の質に依り判断されるものではない、とした。
高等裁判所は、さまざまな定義を考慮した上で、営業秘密を特定するための要素を次の通りに設定した。

ⅰ）当該の情報が企業の外部で知られている程度
ⅱ）当該の情報が企業の内部、すなわち被用者により知られている程度
ⅲ）営業秘密の保有者から当該の情報の秘密を守るよう予防措置が取られていること
ⅳ）競争相手と比較して情報を保有することにより影響を受ける貯蓄額(savings)及び 保有することが保有者にとって持つ価値
ⅴ）当該の情報を獲得及び開発する際になされた労力又は金額
ⅵ）他人が当該の情報を獲得し、再現するためにかかる時間及び費用

3. 秘密情報の侵害となる行為

(1)秘密情報の侵害となる行為の判断基準

[14] 2010 (112) BomLR 3759

Zee Telefilms 事件において、裁判所は英国の *CMI Centers for Medical Innovation GMBH and Anr. v. Phytopharm PLC 事件*[15]を引用し、次の所見を示した。原告が秘密保持義務違反訴訟に勝訴するためには、少なくとも次の 4 つの事項を充足しなければならない。すなわち、i）原告が依拠している情報を特定すること、ii）守秘すべき状況において当該の情報が引き渡されたことを証明すること、iii）当該の情報が秘密としての取扱いができる種類の情報であることを証明すること、及び iv）原告の許諾を得ずに当該の情報が使用されたことを証明すること又は当該の情報を使用する虞があること。中間判決の段階で、原告が審理において証明することから、ii)及び iv)は証明の必要がないことが追加された。しかし、原告はこの 4 つの事項のそれぞれに関して充足するよう努め、少なくとも真剣に論証できることを示さなければならない。

この事件において、裁判所は *Talbot v. General Television Corporation Pvt. Ltd 事件*[16]の判決も引用した。引用された事件において、判事は次のように述べている。「原告が秘密保持義務への違反により提訴する場合には、原告は 3 つの要素を立証しなければならない。その 3 つの要素とは、(1)当該の情報が秘密であるものであったこと、(2)秘密保持義務が適用される状況で当該の情報が開示されたこと、及び(3)当該の情報の開示者(すなわち原告)に損害を与えて、当該の情報が無断使用されたこと、である」

この事件において、裁判所は、秘密保持法の基本原則が次のものであると特定した。

「秘密裏に情報を受領した者は、それを不当に利用したり、又はそれを誤用若しくは開示することから利益を得ないものとするという、広く確立されつつある衡平法上の原理がある。情報の受領者は、情報の提供者の承諾を得ることなく、又は 金額は問わずその対価を情報の提供者に支払わずに、当該の情報を使用してはならない。裁判所が契約又は財産権から生じる秘密保持義務への違反を停止させることができることはずいぶん前から明らかにされている。衡平法に基づく介入の根拠は、秘密情報だということを基本として情報を受領した者がその後当該の情報を漏洩することは不道徳であるというものである。情報を秘密に保持することを基本として受領する場合、当該の情報の受領者の良心に影響を及す。一般に、秘密の提供者が自らに具体的に金銭上の損害が生じることを示せない場合であっても、秘密が尊重さ

[15] (1999) FSR 235

[16] (1981) RPC 1

れることは公共の利益となる。被告が原告から直接又は間接的に入手した秘密情報をその明示若しくは暗示の承諾を得ずに使用したことが証明される場合には、被告は原告の権利の侵害により有罪となる」

また裁判所は、秘密保持法を著作権法と区別した。裁判所は次の所見を示した。

「秘密保持法は、著作権法とは異なるものである。著作物の公表を行うことが秘密保持義務への背任行為となるとの理由に基づき、著作物の公表を停止させる権利は、著作権の財産権よりも広い権利である。アイデア又は情報は、著作権を受けることができないのであり、他人のアイデアを採用若しくは盗用すること、又は他人から受け取った情報を公表することは著作権の侵害には当たらない。ただし、当該のアイデア若しくは情報が過去に実施された形態を相当に複製していないことが条件となる。しかし、それらを公表することが信義則違反となり、かつ公表することにつき正当性又は正当な理由がない状況においてある者がアイデア又は情報を獲得した場合には、裁判所はその者に対する差止めを認めることができる。著作権と秘密保持義務との間の区別は、提出されたが、公表又は使用目的では受け入れられなかった未公表の原稿／著作物については相当重要となってくることがある。著作権が恒久的な形態になった資料を保護するのに対して、一般法である秘密保持法は書面又は口頭による秘密の開示を保護することができる。著作権は世界全般に対して有効であり、一方、秘密保持義務は情報又はアイデアを秘密裏に受け取る者に対して運用される。著作権には所定の期限が法律により定められているがこれは秘密情報には適用されない。ただし、実際には秘密保持義務の適用は一般に当該の情報又はアイデアが公知のものとなった時に終了する。さらに秘密保持義務は、最初に受け取った者にのみ課されるのではなく、当該情報の獲得時又はその後にそれが元々は秘密裏に提供されたものであることを知りつつ、その情報を受け取った者にも課される」

Urmi Juvekar Chiang v. Global Broadcast News Limited 事件[17]

ボンベイ高等裁判所
判決日：2007 年 6 月 7 日

事実関係：

脚本作家が、自身のコンセプトノートを許可を得ずに使用することにより

[17] 2007 (109) BomLR 981

秘密保持義務に違反したとしてテレビ放送局に対して提訴した。

判決:

Zee Telefilms Ltd. and Film and Shot and Another v. Sundial Communications Private Ltd.[18]事件に依拠して、裁判所は、原告が秘密保持義務への違反を証明するために充足しなければならない 4 つの条件は次の通りだとの所見を示した。

- 秘密だと依拠する情報を特定すること
- 当該の情報を秘密裏に提供したことを証明すること
- 当該の情報が秘密に取扱われることができるものであること
- 当該の情報が許諾なしに使用され、それが使用される虞があったこと

さらに、いくつかの英国の判例、すなわち *Fraser v. Thames 事件*[19], *Talbot v. General Television Corp. Pvt. Ltd.事件*[20]及び *Terrapin v. Builder Supply Co.*事件[21]に依拠して、口頭での情報の開示も秘密でありうるため、またそれが公知のものとなっていないため、コンセプトノートは秘密なものと取扱うことができると判示した。

コンセプトノートは、秘密情報と判断された。被告の行為は、秘密保持違反となり、よって原告の差止め請求は認められた。

(2)秘密保持契約

(A)情報が秘密情報だとみなされるためには、必ず秘密保持契約が締結されていなければならないのか

- 情報が秘密であるものの場合

締結されていなくともよい。秘密保持義務への違反は、妥当な根拠に基づき、情報の受領者の義務を引き受ける合理的な者がその情報が秘密裏に自身

[18] 2003 (27) PTC 457 (Bom).

[19] 1983 (2) All ER 101.

[20] 1981 RPC 1.

[21] 1967 RPC 375.

に提供されたことに気付いていると考えられる状況にある限りは、暗示に生じることができる。

- 情報が秘密でないものの場合

締結されていなければならない。この場合には、当該の情報は、それを秘密保持契約を締結して受け取る者に混同を生じさせないために、当該契約の中で秘密である情報として具体的に指定されなければならない。

- 技術情報及び顧客情報を秘密である情報とみなすことは妥当であるか。

技術情報又は顧客情報のすべてがそのまま秘密なものだと見なされることを前提としてしまうことは賢明ではない。この領域での訴訟は、当該の情報の性質など、事実関係及び状況により、また当事者の行為により決定される要素が強い。場合によっては、裁判所が情報が秘密に保持されるもの又は秘密の質のものであると結論づけることが当然であるし、他の場合には、このように結論づけることが容易でないこともある。

裁判所は、次の事件においては、顧客情報及び依頼人リストが性質上秘密に保持されるものだと判示している。

Mr. Diljeet Titus, Advocate v. Mr. Alfred Adebare and Ors.事件[22]

デリー高等裁判所
判決日: 2006 年 5 月 8 日

事実関係：
Titus 氏は、秘密保持義務違反により法律事務所の共同経営者 4 人を訴えた。4 人の共同経営者は、同事務所を退職したがその際に依頼人に関連する情報及び依頼人に提供された意見及び助言の記載された文書を持ち出した。

判決:
英国の *Coco v. A.N. Clark (Engineers) Ltd.*[23]事件及び *Margaret, Duchess of Argyll v. Duke of Argyll and Ors.*[24]事件の判決に依拠して、裁判所は次の

---

[22] 2006 (32) PTC 609 (Del)

[23] 1969 RPC 41.

[24] (1965) 1 AllER 611.

所見を示した。

「...裁判所は、法律に基づくいかなる権利とも無関係に、秘密保持義務への違反について再教育を施すよう介入しなければならない。かかる義務は、明示である必要はないが、暗示されるべきであり、秘密保持義務への違反は他のいかなる権利とも無関係のものとされるべきである...」

さらに、裁判所は依頼人のリストは法律事務所にとって非常に重要なものであり、共同経営者が退職するに際してこれを持ち去ることはできない。ただし、共同経営者が記憶して保持している情報については、利用して構わないとの所見を示した。

裁判所は、*Robb v. Green*[25]事件を引用して、次の所見を示した。被告が役務の提供の過程において利用できるようになった情報を原告に損害が生じるように被告が使用しないことは、役務契約における暗示条件であった。

また裁判所は、*Universal Thermosensors Ltd. v. Hibben and Ors.*[26]事件にも言及し、被用者が競合企業を設立するために退職する場合には、秘密情報を持ち出すことは許されず、当該の書類が新しい事業に使用する目的で不正に持ち出された場合には、当該の行為は窃盗を構成するとの所見を示した。

裁判所は、被告による原告の資料の写しの利用を停止させた。

裁判所は、次の意見を示した。

「i）契約又は秘密保持義務は、明示される必要はないが、暗示することができる。ii）秘密漏洩又は背任又は忠実義務への違反は、いかなる財産権又は当然のことながら関連する状況における秘密の開示そのものから生じうる契約以外の契約とは関係なく、成立することがありうる。iii）衡平法に基づく管轄権を行使する裁判所は、法律により与えられるいかなる権利とも関係なく、秘密漏洩を停止させる」

[25] 1895 2 QB 1

[26] 1992 3 All ELR 257

Bombay Dyeing 事件において、裁判所は、原告が 930 万ルピーで購入したソフトウェアの取扱説明書を電子メールで送信することが原告の企業における秘密保持義務の範囲内において暗示されている事項にあたると判示した。

技術図面及び書類は、次の事件において、性質上秘密なものと判示された。

John Richard Brady and Ors v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd. and Anr.事件[27]

デリー高等裁判所
判決日: 1987 年 7 月 6 日

事実関係：
原告は、自己の飼料生産設備の実質的な模造品である機械の取引を被告に停止させることを求める仮差止命令を請求した。原告の申立てによれば、当該の機械は被告に対して極秘に開示された情報及びノウハウに基づいて製造されたものである。契約には、秘密保持条項が盛り込まれていた。

判決:
Saltman Engineering Co. Ltd.v.Campbell Engineering Co. Ltd.[28]事件の判決に依拠して、裁判所は、秘密裏に提供された技術情報は当該の情報の開示者の不利になるように使用されてはならないと判示した。裁判所は、被告が自らに課された秘密保持義務に違反して当該の情報を使用したと判断した。

さらに裁判所は、図面及びかかる技術情報はその性質上、秘密なものであるとの所見を示した。

(B)労働契約、就業規則、守秘義務契約、競合禁止条項などにおいて、すべての被用者に秘密情報を守秘させることは可能か。

可能である。1872 年のインド契約法第 27 条により課された特定の制約に従うことを条件として、すべての被用者に秘密情報を守秘させることは可能

[27] AIR 1987 Delhi 372

[28] (1948) 65 RPC 203.

である。

契約法第 27 条は、コモンローの取引制限の原則を法律により認めている。同条は、あらゆる種類の合法的な職業、取引又は営業を行うことを人に禁止させる契約はいかなるものも、その限りにおいて無効であると定めている。

インド最高裁判所は、**Niranjan Shankar Golikari v. Century Spinning and Manufacturing Co. Ltd.**[29]**事件において、** ハルズベリーのイングランド法(Halsbury's Laws of England)(第 3 版)、第 38 巻に言及しつつ、当該の規定を適用するための詳細な基準を設定した。

ｉ)コモンローでは、合法的な取引又は天職を行おうとする時に、その者が当該の取引又は天職を行う権利を有することが一般原則となっており、法律では、契約の自由に干渉する危険があるときでさえも、必ず取引への干渉を熱心に認めてきた。

ⅱ)使用者は、雇用が終了した後に被用者の側との競争から自己を保護する権利を有さないが、事業の買収者は、売主の側との競争それ自体から自己を保護する権利を有する。

ⅲ)裁判所は、雇用期間中に適用できる制約と雇用終了後に適用できる制約とを区別している。

ⅲ)規則としては、一般的なものであろうと部分的なものであろうと、制約は妥当なものであるならば有効である。契約の自由に制約を設ける場合には、取引の自由のために合理的に必要であることを証明しなければならない。

ⅳ)制約が自己の利益を保護するために合理的に必要であることの立証責任は、契約を支持する者にある。これが証明されると、制約が決して公共を損ねるものではないことの立証責任は、契約に異議を申立てる者にある。

この事件においては、契約の終了後の期間中に制限を適用しようとする場合と、契約期間中に制限を運用しようとする場合とでは、制限的条項に対する配慮が異なると判示された。被用者が使用者のために専ら役務を提供しなければならないときは、雇用契約期間中に有効な競争制限特約は、一般に、取引の制限とはみなされないため、制限が過度に過酷であり、不合理でない限りは、契約法第 27 条の定める制限には該当しない。

[29] AIR 1967 SC 1098

上記の例外に従って、被用者は、特に使用者との雇用関係の終了後は、自己の事業を追求し又は別の者との雇用関係を求める自由を有する。すなわち、被用者は競合する権利を有する。このため、雇用契約に、将来の契約に関して競合しない旨の競争制限特約が盛り込まれていた場合であっても、かかる条項は、取引の不当な制限と考えられるため、無効である。

(C)雇用期間の終了後であっても、代理業者又は被用者すべてに秘密情報を守秘するよう契約により義務づけることは可能か。

基本的な誠実義務は、雇用期間中を通じて発生し、雇用の終了後も、限られた範囲においてその義務は継続する。

営業秘密は、使用者の財産とみなされるので、使用者の意思に反しての営業の秘密を阻止する契約を無効とする公共の利益の原則は存在しない。ここでも、かかる契約の効力は契約法第 27 条との関連で検討される必要がある。

Wipro Ltd. v. Beckman Coulter International SA[30]事件において、デリー高等裁判所は、インドにおける取引制限の原則及び営業秘密に関する既存の権限について専ら取り上げている。裁判所は、The Court initially *Star India Pvt. Ltd v Laxmiraj Seetharam Nayak and Anr.*[31]事件に言及した上で、同事件の裁判所の所見を引用した。「原告が違反行為を理由として契約を終了させる権利を有する場合には、より良い展望その他の個人的な理由により退職する権利を被告が全く有さないと言うことはできない」

次に裁判所は、*Taprogge Gesellschaft MBH v. IAEC India Ltd.*[32]事件における所見を検討した。「契約により課され、その存続中は有効な制限と契約の満了後に有効な制限との区別は、本質的な性質のものである。これについても、制限が資すると想定される目的が制限の性質を決定する。例えば、契約期間中に有効な制限は、ある種の目的、すなわち契約を拡大するとの目的を充足しなければならない。これに対して、契約終了後に有効な制限は、もはや契約の拘束を受けて働いていない者による競合が存在しないよう確保することを目指すものである」

裁判所は次の所見を示した。「被用者が契約終了後に別の者との雇用関係を

[30] 2006 (2) CTLJ 57 (Del)

[31] 2003 (3) BomCR 563

[32] AIR 1988 Bombay 157

求めることを制限する契約は、いかなるものも契約法第 27 条に抵触するものと考えられる」

Ambiance India Pvt. Ltd. v. Shri Naveen Jain[33]事件において、裁判所は、特に使用者との雇用関係の停止後に、被用者が自由に自己の仕事に従事したり又は別の者との雇用関係を求めたりすることができると判断している。ただし、雇用契約の存続中は、被用者に別の仕事に従事すること又はその使用者の営業秘密を競合者又は別な者に漏洩しないことを強制することができる。第 27 条はそのような状況では適用されない。

さらに裁判所は、多数の者に知られていたり、他人が一般に知っている使用者の所定の通常業務は、営業秘密と称することができないと転じている。営業秘密は、使用者が採用している公式、技術ノウハウ又は独特のビジネス方式若しくは方法であって、他人に知られていないものである。

この事件において、原告は、被告に開示された情報で、他人に漏洩されてはならないものが何かを示すことができなかった。裁判所は、商社では、職務を果たす被用者は多くの事項と遭遇するが、このすべての事項が、漏洩すれば使用者に損害を与える可能性のある営業秘密ではないと判示した。

Bombay Dyeing 事件において、裁判所は、次の通り、被用者が仕事の範囲外で行うことのできるものであるかの判断基準を挙げている。

「…被告は、原告の顧客と接触し、その顧客から注文を得ようとし、受注する権利を有している。さらに、被告は、原告の顧客の身元、顧客の連絡先、顧客の製品要求仕様書の性質、又は原告の価格政策に関して記憶している情報を自己の用途のために使用する権利を有する。ただし、当該の情報をその雇用の通常の過程において誠実に獲得したのであり、例えば、自己の事業のために故意に名簿を記憶しようとしたのではないことが条件となる。原告に属する書類を窃盗すること、又はかかる書類に含まれる原告の顧客、顧客の連絡先、顧客の製品要求仕様書、又は価格に関する秘密情報だと分別により判断できる情報を自己の用途のために使用する権利は、被告は有さない。また、被告は、かかる情報を紙切れに写し取り、これを持ち出し、自己の事業において当該の情報を使用する権利も有さない」

Polaris Software Lab. Ltd. rep. by its Company Secretary v. Suren

[33] 122 (2005) DLT 421

Khiwadkar[34]事件において、被用者の雇用継続中及び雇用後の義務については、信義誠実の原則が一般に適用されると強く主張する一方で、裁判所は、次の所見を示している。

「すべての被用者は、使用者に対して契約に基づく暗示の誠実義務を負う。この暗示の義務は、使用者の商業上の秘密に係る権利を保護するために、雇用契約の終了後も秘密保持義務として有効に存続する。この理由は明らかである。すなわち、雇用関係は終了しうるが、情報の秘密は終了しないためである。不正利用又は開示に対して自己の秘密の機密性を維持し、保持することに対する使用者の利益は、被用者に何が起ころうとも守られる」

ここで、1932 年のインド・パートナーシップ法第 54 条に言及するべきであろう。同条は、「パートナーは、会社の解散時又は解散が見込まれる際には、所定の期間内若しくは所定の制限される地域においては、パートナーの一部又は全員が解散する会社と類似する事業を続けないとの契約を結ぶことができる。また、インド契約法第 27 条に盛り込まれた規定にかかわらず、かかる契約は、課されている制約が合理的なものである場合は、有効なものとする」

制約又は制限が合理的なものであるかの判断は、裁判所の裁量及びさまざまな事実を総合して行う。

Control Print (India) Limited v. Sanjay Sribastab and Ors.[35]事件において、裁判所は、次の通り判示した。元被用者が秘密情報を使用しようとしていること又は秘密情報を使用したことが証明されるためには、元被用者又は被告がその雇用関係に基づき、雇用関係がなければアクセスできない秘密情報にアクセスできたことを裁判所が納得できるように証明する必要がある。

(D)Q&A

- 情報が特に秘密の指定をされていない場合でも、守秘義務が課される限りは、契約において当該の情報が秘密であるものと定めることは可能か。

  Diljeet Titus 事件においては、法律に基づき与えられるいかなる権利とも関係なく、裁判所は秘密漏洩を停止させるよう介入しなければならないと判示された。かかる義務は、明示である必要はなく、暗示であってもよ

[34] (2003) 3 MLJ 557

[35] (2006) 2 CalLT 145 (HC)

く、またかかる秘密保持義務への違反は、他のいかなる権利とも関係なく成立するものである。

Urmi Juvekar Chiang v. Global Broadcast News Limited[36]事件において、 秘密保持義務への違反に対する訴訟で勝訴につながりうる原則を列挙する一方で、裁判所は、一般法である秘密保持法は書面又は口頭での秘密の開示から保護することができるとの所見を示した。秘密保持義務は、情報又はアイデアを秘密裏に受け取る者につき適用される。秘密保持義務は、最初の受領者だけでなく、情報の入手時又はその後になって、それが最初は秘密裏に提供されたものであることを知りながら当該の情報を受け取った者も負う。ただし、裁判所が示した原則の一つでは、原告は<u>秘密なものとして扱われうる種類の情報</u>であることを証明する必要があるとされた。

情報が必要とされる秘密性の質を有するためには、当該の情報は公共の財産又は公知になっているもの以外のものでなければならない。ただし、どのような情報を秘密なものとして取り扱うことができるかは、不明である。つまり、秘密と指定された情報はそのようなものとして取り扱うことができるのか、又は当該の情報は本質的にも秘密なものとされるべきであるのかは、不明である。

Bry Air India (P) Ltd. and Anr. v. Western Engineering Co.[37]事件において、次のように判示された。原告のプロジェクトに入札していた多数の第三者に対し、原告が当該のデータを配布したとの事実を考慮して、当該のデータ及び情報は必要とされる秘密性の質を失った。

- <u>現在、雇用契約を結ばずに勤務している代理業者又は被用者が秘密情報を開示する場合、当該の開示行為は衡平法の原則の定める不正競争行為を構成するか。</u>

John Brady 事件において、裁判所は、*Saltman 事件から* Greene 記録長官の意見を引用し、次の所見を示した。それが明らかに秘密事項であり、厳しく制限される目的のために提供されたことを知りながら被告が情報を受け取った場合には、当該の情報を秘密事項として扱う被告の義務は、契約が締結されていないことのみを理由として、変更又は免除されること

---

[36] 2008 (2) BomCR 400

[37] 78 (1999) DLT 659

はない。

裁判所は、次の通り、英国の *Cranleigh Precision Engineering Ltd. v. Bryant and Anr.*[38]事件の判決を引用した。

「…かかる(秘密)情報の所有者は、不公正なスタートを切らないようにするために、競争の分野において特別不利な状況に置かれてはならない」

また、*Seager v. Copydex Limited*[39] 事件の判決にも言及した。

「..このテーマに係る法律は、暗示の契約があったかの影響を受けない。情報を秘密裏に受け取った者はそれを不当に利用してはならないという広範な衡平法の原則に基づき決定される」

- <u>雇用契約を結ばずに勤務していた元代理業者又は元被用者が雇用期間の終了後に秘密情報を開示する場合、当該の開示行為は衡平法の原則の定める不正競争行為を構成するか。</u>

前述した衡平法の原則における不正競争行為関連の原則も、元被用者の場合に適用される。基本的な誠実義務は、雇用期間中を通じて発生し、雇用の終了後も限られた範囲においてその義務は継続する。よって、秘密情報を開示する被用者は、いかなる者も秘密保持義務への違反をなす。

ここで、「踏み切り板の原則(springboard principle)」にも言及すべきであろう。この原則は、**John Brady 事件**で裁判所が取り上げたもので、元被用者が雇用期間中に得た秘密情報を元使用者の不利益となり、また元使用者に対して不当な優位性を得るために使用する場合に適用される。裁判所は、被告に信託されたノウハウ及び技術情報が秘密情報であり、公知になっている事項ではなかったと判断した。被告は、発明者の労働の成果を利用して不当な優位性を得たのであり、かかる無断使用により、被告(them)は原告の不利益となるように、事業に参入するための踏み切り板を得た。

技術書類は、性質上、秘密なものである。技術書類を作成した者の労働

---

38 [1965] 1 WLR 1293

39 [1967] 2 All ER 415

の成果を許可なく使用する行為は、侵害者が競合者に対する不当な優位性を得ることができる「踏み切り板」を提供するという原則が確立されている。

　ただし、**Polymer Papers Ltd. v. Mr. Gurmit Singh and Ors.**[40]事件において、裁判所は、次の通り判示した。いずれかの知的財産法において保護の対象とされている排他的権利を有することが証明されなければ(この事件においては、被告と原告の企業との間には何の契約又は役務提供契約も締結されていなかった)、原告は、被告が自己のものと類似する取引又は事業を継続することを制限する訴訟を提起することはできない。

(3)秘密情報を入手した第三者に責任を負わせることは可能か。

　インドでは、米国及び英国とは異なり、不正使用の不法行為に基づく訴訟はあまり提起されていない。ただし、インドの裁判所は、この場合にコモンローを適用し、救済措置を認めることができる。

　インドの裁判所及び米英では、当事者間に契約による結び付きがない場合であっても、情報の秘密性が自明である場合には責任は生じると判示している。ここで重要であるのは、情報が知られているだけでなく、その性質上、秘密であるものだということが知られている場合にのみ、第三者の責任が問われるという点である。

　秘密情報が、情報の受領者から第三者に引き渡されるという状況はありえる。第三者が営業秘密又は秘密情報を開示又は不正に使用する場合には、情報の所有者は、第三者と直接契約を結んでいない限りは、その者に対して秘密漏洩による訴訟又は契約違反による訴訟を提起することはできない。情報の所有者と情報の受領者との間の契約により、第三者の開示により生じた損害につき、当該の受領者に賠償責任を負わせることはできるだろうが、その訴因はやはり直接に第三者の過去及び今後の違反行為に対処するものでも、それを排除するものでもない。本質的には、情報の所有者は、第三者に対しては直接の救済措置を得られないのであり、またその開示を有効に阻止する間接的な法的手段も持たないのである。このような場合には、第三者に対し契約違反誘因により提訴することができない限りは、情報の所有者が救済措置により得られるものは少ない。契約違反誘因は、直ちに証明されるか、又は状況により証明される。

[40] AIR 2002 Del 530

(4)リバース・エンジニアリング

リバース・エンジニアリングは、P.Narayanan が「著作権及び意匠法(Law of Copyright and Industrial Designs)」の中で定義している。それによれば、機械を解体又は分解し、関連部品をスケッチし、大きさを記録し、かかるスケッチと大きさの記録を元にして施工図を作成し、かかる施工図から機械を製造することである。

特許されている飼料製造装置(patent fodder production)を入手した場合には、リバース・エンジニアリングを試みれば特許侵害に該当することになるため、問題とはならない。ただし、開示されていない情報の場合には、TRIPS 協定第 39 条は当該の情報を管理する者が流通させた製品に組み込まれている情報を入手する手段としてリバース・エンジニアリングを認めているかという解釈上の問題が生じる。これに対する率直な回答は、第 39 条第 2 項は秘密情報に容易にアクセスでき、当該の規定に基づきその情報が秘密とはみなされない限りでは、かかるリバース・エンジニアリングの方法を使用することを認めないとは定めていないということである。

4. 秘密情報侵害の罪

(1) 刑法の適用

犯罪に係る刑罰規定は、1860 年のインド刑法に定められている。本件の関連規定は、背任に関する第 405 条である。同条は、財物又は財物に対する支配の委託を受けた者が、当該財物を不正使用した場合若しくは自己用途に転用した場合、又は、かかる委託された内容を履行するに際し、当該財物を法の命令、若しくは、同人が締結した法的契約に違反して不正に使用若しくは処分した場合、又は、他の者がこれらを行うことを故意に認容した場合、刑法上の背任行為を行ったことになると規定している。

この条において定義されている刑法上の背任罪は、イングランドの法における横領罪に類似するものである。この条を読めば、刑法上の背任行為が、他の者の財物の「不正な使用」又は「自己の用途への転用」であることが分かるが、これは、インド刑法第 403 条に基づく刑事的横領の罪以外のなにものでもない。これら二つの唯一の違いは、刑法上の背任行為については、被疑者が財物又は財物に対する支配若しくは管理を委ねられているということである。

被疑者が不正に当該財物を自己の使用又は権限が与えられていない何らかの使用に付したことが証明されなければならない。不正使用を行うことについての不正な意図は、刑法上の背任罪を成立させるために立証すべき重要な要件である。また、被疑者は、当該財物に対する管理、即ち、財産に対する支配を行使し得る地位にあることが必要である。

この定義は、財物を動産又は不動産のみに制限するものではない。**R.K. Dalmia v. Delhi Administration 事件**[41]において、最高裁判所は、「財物」(property)という用語は、法律においては「動産」という表現よりも大幅に広い意味で使われているとしている。「財物」という言葉が第 405 条において限定なしに使用されている場合、その意味を動産のみに限定する理由はない。インド刑法の特定の条において定義されている罪が特定の種類の財物についてのみ犯すことができるか否かは、「財物」(property)という言葉の解釈によるものではなく、特定の種類の財物が、当該条項の対象である行為の対象になることができるか否かという事実によるものである。

[41] AIR 1962 SC 1821

しかし、営業秘密及び秘密情報を「財物」とみなすことができるかどうかの問題は、まだ解決されない。**Pramod s/o LaxmikantSisamkar and UdayNarayanraoKirpekar v. Garware Plastics and Polyester Ltd. and Anr. 事件**[42]において、被告は、被告が取得した技術的ノウハウは、「財物」に当たることから、申立人の行為は、刑法上の背任行為に相当すると主張した。裁判所は、営業秘密が「財物」とみなされるか否かという問題を回避した。原告は、控訴人の側の不正な意図を証明できないことから、刑事責任をもたらす要件が満たされていなかったと判断された。しかし、裁判所は、申立人が役務契約に違反して技術的ノウハウを使用する場合、刑法上の背任行為に関する規定が適用されるとの所見を述べている。

2000 年のインド情報技術法(「IT 法」)(2008 年の情報技術(改正)法により改正されたもの)も、コンピュータシステムのみとの関係におけるプライバシー及び秘密保持に関する事項を取り扱っている。IT 法第 72 条は、同法、又は、同法に基づく規則若しくは規定に基づき付与される権限に基づき、電子的な記録、帳簿、登録簿、通信、情報、文書その他の資料への安全なアクセスがあり、関係者の同意なしに、他の者にかかる電信的な記録、帳簿、登録簿、通信、情報、文書その他の資料を開示した者は、2 年以下の禁錮若しくは 10 万ルピー以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定めている。

同条は、同法に基づき権限を与え有られた者のみの作為及び不作為に限定しているため、その適用は限られている。

(2) 秘密情報侵害の罪に対する制裁

インド刑法第 406 条は、刑法上の背任行為は、3 年以下の禁錮若しくは罰金、又はこの併科により罰せられると定めている。

[42] 1986 (3) BomCR 411

5. 日本の不正競争防止法において分類されている不正競争行為についてのインドの解釈

- インドでは、日本の不正競争防止法第 2 条第 iv 号から第 ix 号に掲げられている行為は、侵害を構成するものと解釈されるのか。

- 判断基準

インドには日本の不正競争防止法に相当するものは存在しない。2002 年のインド競争法は、基本的に、不正な商業慣行を取り扱っており、また、インド競争委員会(CCI)の設立並びにその権限及び義務について定めている。今日理解されているような開示されていない情報は全て、同法の対象ではなかった。

日本の不正競争法第 2 条第 1 項第 iv 号から第 ix 号において言及されている行為は、いくつかの他の法令及びコモンローに基づき分類されることが必要であろう。

1860 年のインド刑法は、営業秘密及び秘密情報に関連する犯罪については明示的に定めていないが、犯罪の目的物が秘密情報である場合に適用される可能性があるいくつかの規定がインド刑法にはある。

別の箇所で言及したように、インド刑法第 405 条は、刑法上の背任行為について定めている。同条は、財物又は財物に対する支配を委託された者が、当該財物を不正に使用した場合若しくは自己用途に転用した場合、若しくは、かかる委託された内容を履行するに際し、当該財財物を法の命令、若しくは、同人が締結した法的契約に違反して不正に使用若しくは処分した場合、又は、他の者がこれらを行うことを故意に認容した場合、刑法上の背任罪を犯したことになると定めている。

インド刑法第 403 条に定められているように刑法上の横領罪は、動産の不正な私的利用が当該財物の委託又は当該財産の支配なしに行われることを例外として、刑法上の背任罪に類似している。

インド刑法第 378 条は、窃盗罪について定めており、動産を、それを占有する者からその者の同意なしに不正に取る者は、窃盗を行ったことになると定めている。

インド刑法第 415 条は、詐欺行為を定義している。同条によれば、ある人が、他の人を欺罔することによって、欺罔された者を欺くことによって又は不正に、いずれかの者に財物を交付させるか、いずれかの者が財物を保持することに同意させる

か、欺罔された者に故意に、当該者が欺罔されていない場合、行わないか怠らない何らかのことであって、人の身体、精神、評判又は財物に損害を与えるか害するかその虞があることを行わせるか怠らせた場合、当該者は「詐欺を行った」と言われる。

2000 年の情報技術法(IT 法)第 72A 条は、適法な契約に違反した個人情報の開示に対する幅広い保護を定めている。この規定によれば、ある者又は仲介者が、適法な契約の条件に基づき役務を提供する際に他人の個人情報を内密に知った場合、該当者の同意なしに、及び、不当な損失若しくは不当な利得をもたらすか、もたらす虞があることを知りつつ、又は契約に違反して第三者にかかる情報を開示した場合、かかる者は、3 年以下の禁錮、若しくは 50 万ルピー以下の罰金に処されるか、又はこれが併科される。仲介者とは、他の者に代わり、当該記録を受領し、保管し又は移転するか、当該記録に関する役務を提供する者をいう。

IT 法第 43 条は、コンピュータにおいて機微な個人データ又は個人情報を取り扱う法人が合理的なセキュリティ措置及び手順を実施及び維持することを怠り、その結果として、いずれかの者に不当な損失又は利得をもたらす場合の損害賠償による賠償について定めている。合理的なセキュリティ措置及び手順とは、かかる情報を不正なアクセス、毀損、使用、変更、開示又は損傷から守るために作成されたものであると定義されている。

インド刑法第 23 条は、「不当な利得」を、ある人が合法的に受け取る権利がない財物の違法な手段により得る利得と定義している。「不当な損失」は、損失を被る者が合法的に権利がある財物の違法な手段により被る損失と定義している。ある人は、不当に保持する場合、及び、不当に取得する場合に不当に利得すると言われる。ある人は、財物から不当に遠ざけられる場合、及び、財物を不当に剥奪される場合、不当に損失すると言われる。

営業秘密又は秘密情報が、著作権による保護を受けることができる状態で提供される場合、かかる著作権の侵害も 1957 年の著作権法により処罰することができる。

裁判所が、インドにおいて日本の不正競争防止法第 2 条の第 iv 号から第 ix 号において定められているいずれかの行為を取り扱うことが必要な場合、裁判所は、コモンローの原則は別として、上記のインド刑法、IT 法又は著作権法のいずれかの規定を適用することになろう。

John Brady 事件におけるデリー高等裁判所の所見は、日本の不正競争防止法第

2 条第 vii 項に定める行為をインドの裁判所がどのように解釈するかの良い実例である。

第 2 条第 vii 項は、営業秘密を保有する事業者からその営業秘密を示された場合において、不正な営業上の競争を行うか、その他不正に利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為が「不正競争」に該当すると定めている。

裁判所は、次の通り述べている。

「被告が原告に損害を与え、ビジネス界に躍進するための「踏み切り板」として使われたことが明らかである、極秘に扱うとの明示的な条件の下で被告に委託された原告の飼料生産装置に関するノウハウ、仕様、図面その他の技術的情報の被告による濫用...又は、原告によって開示された飼料生産装置に関するノウハウ、仕様、図面その他の技術的情報を他のあらゆる態様で用いることを被告に禁止することは正義にかなうものであろう。」

また、Dljeet Titus 事件における裁判所の所見について言及することも適切である。同事件において、裁判所は、法に基づくあらゆる権利とは独立して秘密保持義務への違反を止めさせるために裁判所は介入しなければならないと述べている。そうした義務は黙示であればよく、明示的である必要はなく、また、秘密保持義務への違反は、上記の通り、他の権利とは無関係である。裁判所は、差止命令を認めて、被告は、内密にアクセスすることができる原告の資料を活用することはできないとしている。原告と仕事を行っていた被告は、原告との業務関係があった際に知るところとなったか作成された契約、デューディリジェンス報告書、顧客リスト及びその他の資料を利用することはできない。

第 2 条第 v 号に関しては **AIA Engineering Pvt. Ltd. v. Bharat Dand and Ors 事件**[43]における Gujarat 高等裁判所の所見を検討願いたい。同高等裁判所は、次のように述べている。

「被用者による営業秘密の転用を妨げることができること、及び、一定の場合には第三者が営業秘密を受け取ったことに基づき何らかの態様で行動することを禁止することができることは、コモンロー上疑うべきもない真実である。」

[43] MANU/GJ/7175/2007

6. 民事救済

(1) 訴訟手続

インドにおける訴訟手続は主に、英国のコモン･ローに基づいている。現代のインド法は、その大半が欧州及び米国の影響を色濃く受けている。コモンロー体系の下では、先の判決は、下級裁判所に対して拘束力を有する判例となり、また同等の若しくはその上位裁判所においては参考としての価値を有する判決となる。インドの訴訟手続は当事者主義を採用しており、弁護士は、中立の立場を維持し尋問者の役割を果たすべきでなく、且つ、(大陸法の法域では尋問者である可能性もあるが)実際に審問者ではない裁判官に対し、その主張を提示する。裁判所は、(法律及び事実の両方についての問題の)争点に関し有効な判決を下すために、証人を審問し、又は特定の見解に関して証拠を提示するよう(lead evidence)当事者に命じる。

民事的性質を有する全ての訴訟は、その手続面については、1908 年の民事訴訟法(CPC)に準拠している。当該民事訴訟法は、インド全土において一律である。しかしながら、その適用は、州、都市、そして裁判ごとに異なる。民事訴訟法とは別に、インドの各裁判所は、独自の規則及び独自の運営制度を有している。

民事裁判所の構造／階層は次の通りである。

i) 最高裁判所
ii) 高等裁判所
iii) 地方裁判所／都市部民事裁判所
iv) 上級民事裁判所
v) 下級民事裁判所

インドの司法制度は、インド全土の階層の頂点に位置するインド最高裁判所と、各州の階層の頂点に位置づけられる 21 の高等裁判所から構成されている。これらの裁判所は、州、連邦直轄地、並びに、州及び連邦直轄地から成る広域地域に対し、管轄権を有する。高等裁判所の下には、民事裁判所、家庭裁判所、刑事裁判所、並びにその他の様々な地方裁判所などの下級裁判所からなる階層が存在する。

最高裁判所及び全ての高等裁判所において、裁判所の公用語は英語であるが、一部の高等裁判所では、その特定の州における地域の言語を用いて訴訟手続が行われている高等裁判所もある。地方の下級裁判所及びその他の裁判

所において使用されている言語は、通常はその州の地域の言語である。しかしながら、英語も実用的な言語の一つとして受け入れられている。

一部の国とは異なり、インドにおいて司法を執行することは、州の義務であるとはいえ、無償ではない。インドの各州には、独自の訴訟費用法があり、この法律において特に、訴訟の開始及びその他の訴訟に関する関連事項についての訴諸費用として支払うべき額を規定している。

(2) 準拠法

民事裁判所における手続に関する法は、1908 年の民事訴訟法に準拠している。

外国企業がインドの会社と契約を締結する場合に、当該契約が外国法に準拠し、外国裁判所においてその履行を強制できることを定めることは一般的に行われていることである。しかしながら、紛争が生じた場合、インドの会社は、かかる合意にかかわらず、インドの裁判所が当該事項に関し当然に管轄権を有するという根拠の下、インド裁判所に申し入れを行うことが多々ある。結果として、当事者は、その合意に反して、インドの裁判所のもとで訴訟を行うことになる。更に、外国法は、証拠を提示して事実であると証明されることが求められている。

Modi Entertainment Network v. W.S.G. Cricket Pte. Ltd. [44]事件において、最高裁判所は、契約の当事者が、外国の「中立的な」裁判所、すなわち、当該契約のいずれの当事者も全く関係のない国の裁判所の、専属的管轄又は非専属的管轄とすることに合意できるとの判断を下した。最高裁判所は、かかる契約は、民事訴訟法が適用される裁判所であって、契約当事者が合意により管轄権を付与しなければ、管轄権を有さないものである場合には、当事者はその合意によりその裁判所に管轄権を付与することはできないと定める、民事訴訟法第 20 条に基づき十分に定着した原則についての例外であると明らかにした。

(3) 裁判管轄権及び地域保護主義

インド法は地域保護主義に関する規定を定めてはいない。裁判管轄権に関しては、次のことを考慮されたい。

[44] 2003 AIR SCW 733

最高裁判所は、インド連邦領の全土にわたり、管轄権を有する。当該裁判所は、上訴管轄権とは別に、第一審管轄権を行使することもある。しかしながら、最高裁判所は、高等裁判所に対する監督権限はもたない。

高等裁判所は、当該高等裁判所が所在する特定の州の領域内において管轄権を行使する。州の高等裁判所が、インド憲法第 230 条に基づき、連邦直轄地において管轄権を行使することもあれば、二以上の州につき一つの高等裁判所が存在し(第 231 条)、かかる高等裁判所が、それら全ての州の領域において管轄権を行使することもある。高等裁判所は、場合によっては、同一の州若しくは他の州、又は連邦直轄地の異なる場所に、複数所在することができる。高等裁判所は、その下位裁判所及び審判所(Tribunals)に対し、監督権限を行使する。

高等裁判所は、主に、上訴管轄権及び再審管轄権を行使するが、法により付与された第一審管轄権とは別に、与えられた第一審管轄権(original side jurisdiction)において生じた一定の価額の訴訟を審理するための第一審管轄権を付与される場合もある。

第 225 条により、インド憲法の施行前に成立していた高等裁判所の管轄権は、当該憲法の下、存続することが認められたが、租税収入及びその廃止以降に税徴収の際に命じられた若しくは行われた行為に関する事項についての第一審管轄権の行使は、除外された。憲法第 226 条は、高等裁判所に、(インド憲法)第三部により付与された権利の行使その他の目的の為に、指示若しくは命令、又は、人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、事件移送命令の性質を有する令状を含む、令状を発布する権限を付与する。第 227 条により、高等裁判所は、その管轄権を行使する領域全土の全ての裁判所及び審判所に対し監督管轄権を行使する権限が与えられている。第 228 条は、高等裁判所に、その下位裁判所において係属している訴訟を処理するために必要な憲法の解釈についての実質的な法律問題を含む訴訟を引抜き(with-draw)、当該法律問題について裁定を下した後に当該訴訟を処理し、訴訟の引き抜かれた裁判所に当該訴訟を、当該問題に関する判決文の写しと共に差し戻し、当該裁判所はかかる判決に基づき当該事案を処理する。

地方裁判所は、地方の下級裁判所を管理する。地方裁判所は、地方特別裁判官(Additional District Judge)が統括する裁判所も含む。地方裁判所は、当該地方における土地管轄を有すると共に、(訴訟の目的の)価額に制限のない事物管轄を有し、特別法の制定により定められた明文に基づき、付与された排他的権限を行使する場合もある。

地方は郡に分割されている。郡には、地方特別裁判官若しくは上級民事裁判官により統括されている裁判所が存在する。かかる郡において、二以上の警察署の範囲内に制限される、価額に制限のある事物管轄及び土地管轄を有する下級民事裁判官裁判所がある。同様に、上級民事裁判官は、事物管轄を有するが、訴因が生じた領域の範囲及び訴訟の金銭価額に基づき、限定的な土地管轄を有する。訴訟は裁判所の階層の最も低い段階から開始される。

ある特定のレベルの裁判所は、ほぼ同一の権限を有する。同レベルに位置することから、これらの裁判所は、領土、すなわち地域により分けられている。

民事訴訟法第 20 条は、次に掲げる裁判所において、その地域的な管轄制限の範囲内で訴訟が提起されることを定めている。

- 提訴時において、被告又は各被告が、実際にかつ任意に居住し、又は事業を行い、又は、利益を得るために自ら働いていた管轄区の裁判所
- 提訴時において、いずれかの被告が、実際に且つ任意に居住し、又は事業を行い、又は、利益を得るために自ら働いていた管轄区の裁判所。但し、この場合、裁判所の許可が与えられているか、或いは、前記のように、(当該の管轄区では居住し、事業を行い、又は利益を得るために自ら働くことをしていない被告が、かかる提起を黙認することを条件とする。
- 訴因の全部若しくは一部が、生ずる場合。

当該条文の解釈は、会社は、インドの唯一の又は主たる事業所、或いは、従たる事業所の所在する場所において生じた訴因については、かかる場所において、その事業を行っているものとみなされる、と定めている。

World Tanker Carrier Corporation v. **SNP Shipping Services Pvt. Ltd. and Ors.**[45]事件において、裁判所は、管轄権についての異議申立をするものと思われる外国人の被告の存在が、裁判所が対応策をとるために必要な管轄権を付与する根拠となるものであるとみなすことはできないと判示した。外国人の被告が、管轄区内に居住し、若しくは任意に出廷し、又は当該裁判所の管轄区に訴訟を提起する旨の契約を締結しない限り、当該裁判所が外国人の被告に対し裁判権を有するとはいえないとした。

[45] AIR 1998 SC 2330

(4)　民事上の仮処分の活用

インド法は、(日本における仮処分と類似の性質を有する)暫定的又は中間差止命令を定めている。

暫定的差止命令は、1908年の民事訴訟法の規則XXXIX規定1及び2に基づき言い渡され、本案訴訟の審理が完了するまでその効力を有する。

暫定的差止命令は、当該審理の係属中においても、当該訴訟において申し立てられた権利が引き続き侵害されることを防止することから、知的財産権訴訟においてはとりわけ重要な役割を果たす。暫定的差止命令を求める申請に関する裁定を下すために、裁判所は、裁判の審議外で展開した一定の事項を考慮に入れる。これらの事項には、次のものが含まれる。

a)　侵害に関する一応有利な事件の立証：原告は、原告自身が、申立てられた知的財産の所有者であること、並びに、(明白若しくは直接的な方法により示される)事実に基づけば、被告の行為が侵害に相当することを立証しなければならない。
b)　原告の被った回復不能な損失及び損害：原告は、申立ての行われた侵害行為を被告が引き続き行うことが認められることにより、その事業及び評判について回復不能な損失を被ることを立証しなければならない。
c)　原告に有利な便宜の比較考量：便宜の比較考量について裁定を下す上で、裁判所は、全審理の終了後、被告に有利な決定がされた場合に、被告が侵害行為を禁じられることにより被る損失に対する、原告の保護の必要性を比較考量する。

訴訟記録の精査に際し、裁判所が、上記の3つの要件を確認し原告を勝訴とした場合にも、被告が証拠の破棄、財産の処分若しくは類似の行動を行うおそれがあると考える場合には、当該裁判所は、被告が不在の状態で宣告される、「一方的な暫定的差止命令」を下すことができる。あるいは、被告に暫定的差止命令の請求に関し、出頭し答弁をするよう求めることができる。

(5)　アントン・ピラー命令の発付

アントン・ピラー命令とは、被告の家屋等を検査し、有罪であることを示す証拠を押収するための一方的な命令である(捜索・押収命令)。裁判所は、被告が有罪であることを示す資料を破棄又は処分している可能性がある場合には、原告に対しかかる命令を認めることができる。1908 年の民事訴訟法

の規則 39 は、裁判所が、アントン･ピラー命令に基づく命令を発することを認めている。アントン･ピラー命令の概念を扱った判例の中で最も初期のものの一つが、**National Garments v. National Apparels**[46]事件である。この事件においては、「極めて緊急な場合には、申立ての正式審理が行われる前に一方的差止による救済を得ること、或いは、被告に対する事前通告及び被告の証拠開示をすることなく、被告の家屋等を捜索するためにアントン･ピラー命令による救済を得ることは可能である。アントン･ピラー命令は、通常訴訟で言い渡される財産目録を作成する一方的な中間命令と類似のものである」との見解が示された。

アントン･ピラー命令の発付に言及した最近の事例としては、**Bucyrus Europe Limited And Anr. vs. Vulcan Industries Engineering Company Private Limited**[47]事件がある。当該事件において、裁判所は、*Anton Piller KG v. Manufacturing Process*[48]事件における根拠を認識した上で、かかる命令は次の場合に発することができるとの判断を下した。

i)　原告に極めて有利であることが推定できる場合
ii)　原告に対する実際の又は潜在的な損害が極めて深刻なものである場合
iii)　被告が決定的な証拠を有していることが明白な場合
iv)　被告が、正義の目的の実現を阻止するために、当該資料を破棄又は処分する現実の可能性がある場合

アントン・ピラー命令を認める前に、例えば、原告が誤解をしており、当該命令の執行の結果、被告が損害を被る場合には、原告に損害を補償するよう求めるなどの、保護措置も尊重されるべきである。しかしながら、裁判所がアントン･ピラー命令を認める前に、原告は、その主張が揺ぎ無いものであり、且つ、当該命令が、正義の目的を実現するためには実際に不可欠であることを裁判所に確信させなければならない。

Bengal Club Limited v. Susanta Kumar Chowdhury[49]事件において、裁判所は、一方的な差止命令による救済の申請において、訴訟手続に係る善意は最も重要なものであるとの見解を示した。申請段階において争点に関する審問がない場合、原告の最大善意は、アントン・ピラー命令に基づく差止命令が

---

[46] AIR 1990 Kerala 119

[47] 2005 (30) PTC 279 Cal

[48] (1975) 1 All ER 418

[49] 2002 (3) CHN 322

認められるための前提条件となる。一方的な差止命令を認める一方、命令を限られた期間についてのみ発することや当該命令を執行する目的で特別執行官を選任すること、並びに被告に適切な法的助言を得る機会を与えるなどの、一定の保護措置もとられるべきである。

(6) 損害賠償額の計算方法

民事訴訟において、損害賠償は、補償的性格若しくは懲罰的性格を有する。

補償的損害賠償：

補償的損害賠償は、原告が実際に受けた侵害を公正に補償する必要がある場合に、認められるものである。損害賠償は、支払われるその額の大小を問わず、原告が実際に受けた損害を基準として、当該原告にとり、公正な補償措置とならなければならない。法律は、原状回復ではなく、損害に対する補償を目的としており、真の問題は、特定の事例における状況の下で、原告自身による試算を上限として、いかなる金額であれば、侵害を被り不当な扱いを受けた当事者に対する公平且つ合理的な損害賠償を与えることになるのかということである。[50]

補償措置又は損害賠償措置においては、被害者が、侵害を受けていなければ享受したであろう立場と同一の立場に、当該被害者を置く金額に可能な限り近い額が算定されなければならない。[51]**Gujarat State Road Transport Corporation v. Kamlaben Valjibhai Vora**[52]**事件において、**裁判所は、次のように述べている。

「不法行為が行われた場合、不法行為者が損害を被ると同時に、かかる不法行為に対する損害賠償が認められなければならない。確かに、時として、結果として起きた侵害又は損害に対する賠償額を正確に又は数値により示すことは困難である。不法行為に基づく損害賠償の算定においては、時として、様々な評価不可能なものが存在する。それ故、特定の状況においては、ある程度の当て推量は容認でき、かつ、排除することはできないのである。(損害賠償額の)算定において、当て推量が容認できるという場合、不当

[50] Ratanlal & Dhirajlal, *The Law of Torts*, Wadhwa & Co., (Nagpur, 25th ed, 2006), p. 201

[51] *Jeet Kumari Poddar v. Chittagong Engineering and Electric Supply Co. Ltd.*, ILR (1946) Cal. 433

[52] (2001) 3 GLR 2528

な推測若しくは不正な推論が容認できるということではないことを明確にしておく。不法行為に基づく損害賠償額の算定及び分析における裁判所の主たる懸念は、不法行為の被害者が、かかる不法行為がなかったとしたら、享受したであろう立場と同一の立場を、金銭面において、可能な限り、享受できるような、補償額若しくは損害賠償額を査定し判断することである。我々が算定し評価するのは、他の方法によっては、価値の測れない、手足の喪失や人体の損失ではない。不法行為に基づき受けた不当な扱いに対する損害賠償額の算定は、可能な限りにおいて、金銭により当該損失を評価することを企図している。時として、不法行為により被害者が受けた、生理的、生物学的及び精神的な損害を、金銭により算定することは困難である。かかる理由から、立法者は、その見識により、1998 年の自動車法第168 条(旧法第110 条‐B)に「公正と思われる損害賠償額」という表現を採用した。不法行為により行われた不正の場合の損害賠償額を、代数的な正確さで算定することは、ほぼ無理なことである。不正が行われた場合、不正行為者は、損害賠償額を正確に算定できないことについて、損害を被るべきである。

懲罰的損害賠償：

懲罰的損害賠償は、原告に対し補償を与えるためではなく、被告を罰し、当該被告が将来同様の行為を行うことを阻止することを目的として、認められる。**P. Mahalakshmi v. I. Babu Rajendra Prasad And Anr.**[53]事件において、Andhra Pradesh 高等裁判所は、被告が、法律上の不正行為を行うだけでなく、非道かつ侮辱的な態度を取った場合に、懲罰的損害賠償は認められると述べた。加重的損害賠償は、被告の動機及び行為を考慮に入れる。上訴人は、病院において行われた欠陥治療の被害者であり、結果として、同上訴人は視力を喪失し、通常の事業に従事することが不可能となった。裁判所は、上訴人が、通常の事業において稼いだと考えられる賃金、病院において治療費として使われた金額、並びに上訴人が受けた損害の合計額を考慮に入れ、10 万ルピーという額の損害賠償を認めた。

R.K. Soni v. S. Singhara Singh[54]事件においても、懲罰的損害賠償の裁定について言及がなされた。裁判所は、悪意の訴追に関する訴訟においては懲罰的な損害賠償は容認されるとの判断が下された、Smt. Manijeh v. Sohrab Peshottan Kotwal[55]事件に言及した。R.K. Soni v. S. Singhara Singh 事件におい

[53] I (1988) ACC 510

[54] AIR 1992 Delhi 264

[55] AIR 1949 Nag. 273

ては、悪意の場合には、原告の被った精神的苦痛に留意すると共に、それに対する慰謝料(solatium)が認められるべきであるとする原則に基づき、懲罰的損害賠償は、刑罰的であるより慰問的性格を有するとの判断が下されたLala Punnalal v. Kasturichand Ramaji[56]事件も引用された。

[56] AIR 1946 Mad 147

7. ライセンス供与に関する問題

技術移転／ロイヤリティの支払に関する政府規則

インドにおける技術協力契約は、外貨の流出を監視し規制するという理由から、インド準備銀行及び監督諸機関により規制されている。

各状況により、外国技術協力契約は、次のいずれかの認可方法により、締結することができる。

a) 自動認可ルート
b) 政府認可ルート

ほとんどの状況において、外国技術協力は、自動認可ルートによる承認を得る資格を有し、かかる協力の為に、インド準備銀行又はインド政府の事前承認を必要としない。特定の例外を除き、新たな技術協力はすべて、自動認可ルートによる承認を得る資格を有する。現在適用可能な法律は、一括払いできる額又はロイヤリティの支払に関し、若しくはかかる支払期間に関し、外国協力者に対し、いかなる制限も課していない。

自動認可ルートの下においても、(契約)当事者は、該当する監督機関に追加情報を示す協力契約書の写しを提出することにより、かかる協力を政府に通知することが求められている。インド側当事者は、契約協力書を事前に提出しなければ、外国協力者に対し対価を支払うことができない。

特定の状況において、外国技術協力は、自動認可ルートによる承認を得る資格を有しておらず、代わりに、外国投資促進委員会(FIPB)を通して、政府の承認を得ることが求められる。

政府認可ルートによる承認が求められる第一の例としては、外国協力者が、技術移転若しくは技術協力に関する同一の分野についての新たな申出に関しては、政府認可ルートによる承認が求められていた、2005 年 1 月 12 日の時点において、現存する技術移転契約を締結していた場合がある。承認を得るために、外国協力者及びインド側パートナーは、新規案件が、現存する技術移転の利益を損なわないことを証明することが求められる。

更に、フランチャイズ、商標、ブランド名及び管理契約に関するライセンス供与を含むいかなる種類の外国技術協力も、富くじ、博打、賭け事に関わる事業に関連する

ものは禁じられてきた。前記の事前排除により、かかる事業は、明白に自動認可ルートから除外されている。しかしながら、これらの分野の事業との技術協力の申出は、公の秩序を考慮に入れて、政府認可ルートにおいても、却下されるものと思われる。

<u>秘密保持義務を課すための契約条項</u>

前記において考察したように、秘密保持義務への違反に対する訴訟において勝訴するためには、原告には以下のことが求められる。

- 秘密情報を明確に特定すること。
- 当該情報が秘密裏に譲渡されたことを証明すること。
- 当該情報が、秘密情報として取り扱われる種類のものであることを証明すること。
- 問題の情報が、原告の使用許諾を得ずに使われたこと、若しくは、当該使用のおそれがあることを証明すること。

上記の基準を訴訟において立証するために、技術協力者は、申出のされた技術移転契約に、次の事項を扱う条項を組み込むことを検討することがある。

- 譲渡される秘密情報の網羅的な特定
- かかる情報における財産権の列挙。
- かかる秘密情報の使用範囲に対する制限。
- 知る必要がある場合にのみ被用者及び代理業者に開示することを含め、組織内の保護若しくは秘密性を維持するための保護措置に関する規定。
- 全ての雇用契約において同様の制限を課す義務を含め、実施権者、子会社、若しくは被用者による無断開示を防止するための制限及び保護措置。
- 当該契約により譲渡される全ての文書若しくは記録媒体に「機密印」を押印し、かかる全ての文書若しくは記録媒体に日付を記す要件。

- 口頭により共有されている全てのデータ若しくは情報を、文書に変換し、「機密印」を押印することを求める要件。

- 契約の終了後も守秘義務が維持されることを確保するための存続条項。

(1) 使用許諾期間が終了した後も、秘密情報の秘密性を維持することを、各実施権者に契約上義務付けることは可能か？

可能である。使用許諾期間が終了した後、秘密情報の秘密性を維持することを実施権者に義務付けることは可能であり、且つ、慣例となっている。存続する守秘義務は、上記において述べた、秘密情報に関する基本要件に引き続き従うものとする。

(2) 使用許諾契約は登録する必要があるか？

この点に関し、1872 年のインド契約法第 10 条は、次のように定めている。

第 10 条　契約とみなされる合意
契約を締結する資格を有する当事者の自由な同意に基づき、適法な対価と引き換えに、適法な目的でなされる合意は、契約とみなされ、本条により、無効ではないことが明白に宣言される。

本条に規定された事項はインドにおいて効力を有する法律にいかなる影響も与えず、且つ、これにより、契約を文書により若しくは証人の面前で締結する要件、又は文書の登録に関するいかなる法律によっても、明確に無効とされることはない。

上記の条文を考慮に入れ、使用許諾契約が拘束力を持つためには、当該使用許諾契約は、当該条文に示されている、当事者が契約を締結する資格を有すること、当事者の自由な同意が得られていること、及び、対価が支払われることなどの、要件を満たさなければならない。

同法は、いかなる形式的要件も定めていない。しかしながら、文書による契約であること、立証がされること、並びに登録がされることなどの形式的要件は、効力を有するその他の法律において定められている。

1970年のインド特許法第68条は、特許に関する実施許諾契約は、文書により締結されていない限り、有効とはされないものとするよう求めている。同法第 69 条は、実施権者として特許に関する何らかの権利が認められた者は、登録簿へのその権利の登録を、若しくは該当する場合には、自己の権益の通告の登録を、特許長官(Controller)に対し、定められた方法に従い文書により申請しなければならない。

それ故、ノウハウ、営業秘密若しくは秘密情報が、特許実施許諾契約の一部として譲渡されている場合、かかる譲渡は特許長官への登録が必要となる。しかしながら、当該実施許諾契約が営業秘密若しくは秘密情報にのみ関連している場合、その譲渡の登録は、インドにおいて現在効力を有するいかなる法律によっても求められていない。

(3) 特許保障を確保し、技術的効果を保証する義務を負う者はいるか？

特許保障を確保する義務はない。

技術的効果の保証について何らかの見解を示したインドの判例は承知していない。しかしながら、契約に関する基本原則によれば、技術的効果を発揮できなかったことは、技術ライセンスにとり重要な表明及び保証の重大な違反を構成する可能性がある。

技術ライセンスについて、「技術的効果」という語句は、両当事者が、実施許諾された技術が発揮すると信ずる技術的目標を指しているものと理解している。それ故、実施許諾された技術が求められる目標を達成するという認識は、実施権に関する契約の合意に達する当事者にとり重要であり、契約の締結時における重大な黙示の表明及び保証を構成する。したがって、当該技術が、求められる技術的効果を発揮できないことは、実施許諾者側が技術水準を正確に示さなかったことによる、不履行を構成し、実施権者の自由選択によりかかる契約を無効とする根拠となり、かつ、技術的効果の黙示の保証に関する違反に対する訴訟の可能性を生ずる。

技術的効果の黙示の保証を無効とするために、実施許諾者は、かかる保証の契約上の権利放棄を主張し、当該技術が「現状の状態」で、実施権者に対して提供されることを明らかにすることができる。

(4) 改良された技術に関する所有権を有するのは、実施許諾者か実施権者か？

使用許諾のされた秘密情報に由来する改良された技術に対する所有権は、法律及び判例においても取り扱われていない。明示若しくは黙示の契約条項がない場合、(当該技術の)改良に関し責任を有する当事者が、改良された技術の所有者となるものと思われる。

検討すべき2つ目の問題は、当事者が契約において、当該改良に関するグラント・バックについて合意をすることができるかに関してである。インドにおいて定められた秘密保持法は、この問題に言及をしていない。しかしながら、グラント･バック条項が拘束力を有さないことはある程度示されている。

特許法第140条は、特許権の実施許諾の場合、独占排他的なグラント・バックを求める要件を設けることは、違法であると定めている。

とはいえ、第149条は特許の実施許諾にのみ適用され、かつ、独占排他的なグラント･バック(すなわち、実施許諾者が(当該技術の)いかなる改良に関しても、独占排他的な実施権を有する実施許諾契約)のみ規定していることに関しては注意が必要である。しかしながら、アサイン・バック(assignment grantbacks)は、排他独占的なグラント・バックライセンスと類似の反競争効果を有することから同様に排除されることに鑑みれば、同条は、関連する先例として参照されることは可能である。

特許法においては、グラント・バックは許容できないと法律で明示に示されていることを考慮すれば、秘密情報に関してもまた、同様の見解が示すことができる。しかしながら、さしあたってこの問題に解する定まった見解はなく、グラント・バック契約の競争促進効果及び反競争効果を検討したインド裁判所も存在しない。とはいえ、実施許諾者は、実施権者により開発された改良に関し、非独占排他的なグラント･バックライセンスを求めることが、安全であるものと思われる。

(5)　使用許諾された技術を使用した実施権者が、かかる使用が侵害行為であるとして第三者により訴えられた場合、当該実施権者は侵害行為に関し責任を有することとなるか。

実施権者が、第三者の有する制定法上の知的財産に対する侵害行為について訴えられ責任を問われる可能性はある。

8. 事例研究：先例の概要

(1) ある会社により所有されていた秘密情報が、他の会社に不正に取得されたケース

インドにおいてこの問題を単独で取り扱った判例を承知していない。
この問題を一部において取り扱っている判例としては、本書において言及したものがある。

(2) 秘密情報を所有する会社の被用者、代理業者又はライセンシーが、かかる情報を開示し、損害を与えたケース

侵害

Printers & Finishers Ltd. v. Holloway and Others 事件[57]

大法官部
判決日：1964 年 11 月 4 日

事実関係：
原告は、サウスウェールズの原告の工場にフロック印刷プラントを設置するために、アメリカの企業からノウハウ契約に基づきライセンスを取得した。原告が工程の詳細を全て秘密にすることが、契約の条件であった。原告は、Holloway(第一被告)、及び、そのマネージャーに、工程の秘密を守るよう指示していたが、マネージャーは、原告により雇用されている間に、多数の義務違反を行った。マネージャーは、いくつかの秘密の文書を持ち出し、その他の文書から複製を作成し、原告の秘密の工程が実施されていた工場の周辺の競合相手の被用者に見せていた。これが発覚すると、当該マネージャーは競合会社に入社するために原告との雇用関係をやめた。原告は、その秘密の工程が被告によって使用されたと申し立てている。このため、原告は、元のマネージャーが原告の文書に含まれている情報を利用又は開示することを禁止する差止命令を求めた。

判決：
裁判所は、原告は、文書資料に関し、マネージャーに対し求めていた差止命令を得ることができると判示した。他の情報が、元の被用者の知識のある

[57] [1965] R.P.C. 239; cited in American Express Bank Ltd. v. Ms. PriyaPuri - (2006) III LLJ 540 Del

部分が、通常の誠実で知的な人によって、元被用者の財産ではなく、元の雇用者の財産であるとみなされ、元被用者によって使用又は開示された情報が、元の雇用者に被害をもたらす危険がある場合、そうした結果を防ぐために差止命令が与えられる。また、競合会社の被用者の一人である電気技師は、原告によるある電気関係の問題の対処方法についての情報を得るために電気試験室の内部を見せられた。従って、第一被告の命令によって当該電気技師が、原告の工場を訪問した際に取得した電気の応用に関する情報の被告たる会社による使用を差し止める差止命令も認められた。

非侵害

American Express Bank Ltd., v. Ms. PriyaPuri 事件[58]

デリー高等裁判所
判決日：2006 年 5 月 24 日

事実関係：
　被告は、その雇用中に、秘密情報を、会社のビジネスとは関係ない者に開示したこと、原告の被用者としての被告の信頼された地位を害したこと、及び、被告の個人的利益と原告の利益の利益相反を回避しなかったことを理由として、原告の銀行から解雇された。また、被告は、被告自身の利益のために秘密情報及び営業秘密を使用し、アメリカン・エクスプレスの個人情報保護ポリシーに違反したと申し立てられている。被告は、雇用契約書／職員行動規範により義務付けられていた顧客リスト及び詳細を返却することを怠った。被告は、それらを、自己の私的利益のために用い、原告の知的財産権を侵害した。このため、差止措置が申し立てられた。

判決：
　被告は、原告の銀行が主張しているような秘密のデータを取得しておらず、顧客の氏名及び住所、並びに、財務状況に関する詳細についての単なる知識は重要ではないと判示された。より良い雇用を探求する被用者の権利は、その者が秘密のデータを所持しているという理由によって、差止命令によって抑制することはできないものである。多くの者が知っており、他の者に一般に知られていた使用者の日常的な日々の業務を、営業秘密と呼ぶことはできない。調合法、技術的ノウハウ、又は、他人には知られていない使用者の採用する特別の営業体制又は方法は営業秘密でありうる。職業変更の自由は、

[58] (2006) III LLJ 540 Del

被用者の死活的かつ重要な権利である。被用者が雇用者の顧客データ及び顧客に関する秘密情報を持っているという理由でかかる権利を制限又は禁止することはできない。

(3)　秘密情報を所有している会社の元被用者が、競合会社の被用者になり、当該情報を開示し、損害を与えた事案

侵害

Cranleigh Precision Engineering Ltd. v Bryant and Another [1965] 1 W.L.R. 1293 事件[59]

高等法院女王座部
判決日：1964 年 4 月 29 日

事実関係：
　エンジニア及び発明家である被告は、原告の会社の代表取締役であった。同人は、地上のスイミングプールを発明し、原告は、特許出願を行った。特許代理人は、被告に、類似のプールに関するスイス特許(Bischoff 特許)について伝えたが、被告は、この情報を原告には伝えなかった。原告の会社は、特許を取得せず、その仕様は公表されなかった。被告は、そのプールの製造に関し技術的な知識及び経験を持っていた。
　Bishoff 特許について知ってから約 6 ヶ月後、被告は、原告から離職し、被告自身の同族会社である被告会社(第二被告)に入社し、同人の資産、道具、資料、計画及び通信を持ち去り、直ぐ後に、被告会社は、Bischoff 特許を取得した。

判決：
裁判所は次のように判示した。
(1)　被告の技術的知識は、原告の営業秘密であり、被告の経験の成果は、代表取締役としての同人によって取得された秘密情報であり、従って、被告が当該営業秘密及び情報を、被告自身又は被告の会社の利益に向けることを禁止し、被告会社が、かかる営業秘密等を利用することを禁止する差止命令が付与されるべきである。

[59] [1965] 1 W.L.R. 1293; cited in John Richard Brady and Ors. v. Chemical Process Equipments P. Ltd. and Anr. (AIR 1987 Delhi 372)

⑵　他人による Bishoff 特許の詳細の公表は、原告に対する義務から被告を免除するものではない。被告は、Bischoff 特許について原告に伝えず、原告を同特許及び明細書の公表から保護しなかったことにおいて義務に違反しており、被告及び被告の会社が、原告の特許出願の内容又は Bischoff 特許との類似性に関する秘密情報を利用又は開示すること、及び、Bischoff 特許を使用することを禁じる差止命令が与えられるべきである。

判決の中で、Roskill 裁判官は、次の通り述べた。

「私が理解するところによれば、その原因が何であるかにかかわらず、本件法律違反の本質は、秘密に情報を取得した者は、秘密の開示を行った者を害するための踏み切り板として、かかる情報を使用することは認められず、その特徴が全て公表されても、公衆のいずれかによって、実際のインスピレーションにより確認できても、踏み切り板は、そのまま残る。」

非侵害

Sandhya Organic Chemicals P. Ltd. and Ors. v. United Phosphorus Ltd. and Anr.事件[60]

Gujarat 高等裁判所
判決日：1997 年 2 月 4 日

事実関係：
　原告の会社は、各種工業化学製品の製造分野での事業を行い、一般の市場で完成品を販売していた。第一被告は、原告の会社と類似の事業を行う別の会社である。第三被告は、原告の被用者であったが、同被告は、規約により、原告によって雇用されている期間中及びそれ以降、原告の会社との雇用の過程において取得した秘密の工程及び調合法を含む秘密情報を、原告の管理者の許可なしには、開示、暴露又は公表することは許されていなかった。
　雇用の終了又は辞任後、第三被告は、その時点で所持していた会社の業務に関する書類及び文書を全て会社に返却し、それらの写し又は抜粋を保持しないこととなっていた。原告の会社によって第三被告が解雇された後、同被告は、第一被告及び第二被告に参加し、原告の会社と類似の目的をもった原告の会社のものと類似のプラントを建設するために作業を開始した。前者は、原告の会社において取得したノウハウを全て第一被告及び第二被告に渡した。

[60] AIR 1997 Guj. 177

このため、第三被告は、秘密保持契約の条件に違反したとして申し立てられており、原告は、終局的差止命令及び１億ルピーの損害賠償を求めた。

判決：

第一被告は、第三被告を雇用するより前にも、問題の製品を製造していた小規模な事業所であり、また、製品の販売も行っていた。このため、被告の会社は、第三被告によってもたらされたノウハウのみに基づいてその事業を行っていたものではないことは明らかである。また、被用者が、その雇用者又は別の雇用者との雇用の間に取得した知識及び経験を使用することを常に禁止することはできないと判示された。従って、便宜の比較考量を行えば、被告側に有利であり、差止命令の付与は、被告に回復不可能な損害をもたらしことになる。このため、原告は、差止命令による救済を請求することはできない。

(4)　秘密情報を有する会社の元被用者が、自営となり、当該情報を開示し、損害を及ぼした事案

侵害

Tractors and Farm Equipment Ltd. v. Green Field Farm Equipment Pvt. Ltd. and Ors.事件[61]

マドラス高等裁判所
判決日：2006 年 1 月 27 日

事実関係：

原告は、長期にわたり、トラクター、農業機器等の分野における事業を実施していた。原告には、新しいモデルのトラクターを開発するための独立した研究開発部門があった。第二被告は、ハンタートラクタープログラムの上級メンバーに任命された。雇用における明示的な条件において、その一つの条項は、同人が、原告が開発したか、原告が雇用している間に取得したもので、同被告により取得された秘密又は制限的な知識を、業務の終了から 3 年間、開示してはならないことが規定されていた。最終的に同被告は、辞表を提出し、受理された。

第一被告(第二被告の妻名義で設立された会社)が、原告のトラクターと同

[61] 2006 (32) PTC 343 (Mad.)

じトラクターを製造する予定であることが原告の知るところとなった。第二被告は、取締役の資格で第一被告に参加した。このため、被告は、ハンタートラクターモデルに帰属する原告の有価値な権利を奪うことを目的として、被告に付与された委託の違反を含むいくつかの違法行為を行い、また、雇用契約に定められていた条件に違反したと申し立てられた。このため、原告は、差止命令を求めて訴えを提起した。

判決：

　裁判所は、第二被告が、原告のトラクターの設計に関する研究開発に従事していたことから、第二被告に原告のトラクターの設計に関する情報へのアクセスがあったと言及した。被告のトラクターは、原告のトラクターの明白な模倣物であり、従って、原告の事業に回復不可能な損失及び損害をもたらした。従って、第二被告は、トラクターを製造することによって、背任行為を行ったのみならず、第二被告に提供された秘密の濫用も行った。原告の会社の元被用者が利用しようとした原告のトラクター用の設計は、原告のみが開発したものである。こうした行為は、詐欺及び知的財産権の窃盗に相当するものであり、かかる行為は禁止されるべきである。さらに、被告が研究開発によって、かかるトラクターを設計したという資料は、被告により提供又は示されていない。従って、被告は、差止命令に服する。

<u>非侵害</u>

<u>**Polymer Papers Ltd. v. Mr. Gurmit Singh and Ors.事件[62]**</u>

デリー高等裁判所
判決日：2002 年 5 月 31 日

事実関係：

　第一原告は、フィルターペーパー、化学品及びフィルターの製造を行っている会社である。第一から第十被告は、同社の様々な部署で様々な資格により就労していた(第一原告)。被告は、エンジニアリング部の事業をハイジャックすることを共謀し、ノウハウを持ち去るために、図面及び設計書並びに顧客及びサプライヤーのリストを複写した。最終的に、被告は、独立して事業を始めるために、同社を辞めた。事実上、この結果、同社のエンジニア部門が閉鎖に追い込まれ、他の部署も打撃を受けた。図面及び設計図は、原告の会社の排他的な財産であり、被告は、不正かつ違法に原告の会社の著作物

[62] AIR 2002 Del 530

及び財産を利用したと申し立てられた。

判決:
　裁判所は、原告が、著作権を主張しており、被告によって持ち去られたか盗まれたと主張する図面及び設計図を提供しなかったことから、原告は、重要な事項を欠いていると指摘した。また、原告の会社と被告の間には、一切の合意又は請負契約は無かったのであり、これがないことによって、原告の主張は、著しく不利なものとなった。原告は、なんらかの知的財産法に基づき保護された排他的権利を証明しなかったことから、被告が原告と類似した取引又は事業を実施することを禁止することを請求することはできない。原告は、工業図面、設計図等における排他的な財産権を証明することを怠っており、このため、被告が、原告のものと類似した取引又は事業を実施することを差し止めるための禁止命令を授与される権利はない。

(5)　秘密情報を所有する会社の元のライセンシー又は代理業者が、当該情報を開示し損害を及ぼしたケース

<u>侵害</u>

<u>Puneet Industrial Controls Pvt. Ltd. v. Classic Electronics 事件[63]</u>

デリー高等裁判所
判決日：1996 年 5 月 25 日

事実関係：
　第一原告は、様々な電気／電子リレーを製造及び販売する会社であり、かかるリレーの回路は、原告の営業秘密及び秘密情報とみなされている。第二原告は、その従兄弟である第二被告の電気部品製造事業の立ち上げを支援した。後者は、前者により事業についての訓練を受け、製品展覧会へ派遣され、結果的に同人は、原告の会社の秘密情報を知るところとなった。しかし、第二被告は、かかる情報は開示又は濫用してはならないと指示されていた。その後、第二被告は、原告の製品の複製品を製造する別の会社を開始したが、これは、第二被告には備わっていなかった専門知識を必要とするものであった。このため、原告は、差止命令を求めて訴えを提起した。

判決:

[63] (1997) PTC (161) Del

原告によって提出された文書、図面及び写真は、被告の製品が原告の製品と同一であることを示している。第二被告は、原告との関係を利用して、原告により製造されている製品の製造を実施しようとしたものであり、原告の製品を模倣したことは明らかである。原告は、差止命令の付与に係る本案において、一応の強力な立証を行った。

次のイングランドの事件における裁判所の見解は、本人と代理業者の間の守秘義務に関し役立つものである。

<u>Lamb v. Evans 事件[64]</u>

控訴裁判所
判決日：1892 年 11 月 23 日

事実関係：
業界紙の宣伝を取り扱っていた巡回セールスマンが離職し、自分たちが収集し資料(版木、広告主の記録等)を新しい雇用者のために使うと脅した。

判決:
元の雇用者は、資料の使用を禁止する訴えにおいて勝訴した。判決において裁判所は、次のように述べている。

「代理業者に、その雇用期間中に使用者のために入手した資料を使用するどのような権利があるのか。代理人にそのような権利があることについて確かではない。そのような使用は、本人と代理業者の間に存在する関係に反するものである。それは、雇用における誠実義務に反するものであり、かかる誠実義務は、代理業者の本人に対する義務全体の根底にあるものである。

使用者／本人に誠実に仕えるという義務の意味するところは、この場合、「契約を有効なものとにする」ために必要なものとみなされる」

<u>非侵害</u>

この問題に関連しているインドの判例法については承知していない。

[64] [1893] 1 Ch. 218; cited in BLB Institute of Financial Markets Ltd. v. Mr. RamakarJha – 154 (2008) DLT 121

［特許庁委託］
模倣対策マニュアル　簡易版　インド編
－営業秘密の保護－

［著者］
Amarchand&Mangaldas&Suresh A. Shroff&Co.

［発行］
日本貿易振興機構　在外企業支援・知的財産部　知的財産課
〒107-6006　東京都港区赤坂 1-12-32　アーク森ビル 6 階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2011 年 3 月発行　

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。